

令和2年度宇佐市いんない石橋PR動画制作業務委託
簡易公募型プロポーザル実施要領

令和2年9月大分県宇佐市

1. 目的

自然豊かな宇佐市院内地域の景観と共に、地域の文化・観光資源である「いんない石橋」のPR動画を制作し、その魅力をインターネットにより広く発信、周知を図るため「令和2年度宇佐市いんない石橋PR動画制作業務委託」を発注する。

発注にあたり、貴重な財源を最大限に有効活用し、公平性及び透明性を持った簡易公募型プロポーザル方式により提案を募り、最も優秀な事業者を選定する。

2. 委託概要

(1) 委託名

令和2年度宇佐市いんない石橋PR動画制作業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「宇佐市いんない石橋PR動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月22日まで

※ ただし、下記の議決を得た場合は、令和3年6月30日まで延長する予定。

市議会における繰越明許費の議決

なお、上記の議決が得られない場合には、履行期間の延長を行わず、

当該履行期間までの出来高に応じて仕様及び請負代金を変更する契約を行う。

(4) 委託上限額

金1,749,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

3. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 令和2・3年度宇佐市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

(3) 県内に本店、支店又は事業所のある者で、平成29年度以降当該公告日前までに委託上限額と同程度以上の観光等に関するPR動画を制作し、官公庁に納品した実績（下請負人として受託した実績は除く。）を有する者であること。

(4) 公告日から契約候補者の決定の日までの間に、宇佐市物品等供給契約に係る指名停止措置要領（平成25年3月27日宇佐市告示第55号。以下「宇佐市指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 契約候補者の決定の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定

したものを除く。)

(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員が役員となっている事業者
- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 参加申込

本プロポーザルの参加申込者（以下「参加申込者」という。）は、次の書類（以下「参加申込書類」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要等整理表（様式第2号）
※パンフレット等の資料があれば添付すること。
- ③ 受託実績一覧表（任意様式）
※実績一覧には、3. 参加申込者の資格要件（3）に規定するすべての実績について受託業務名、請負金額、発注機関、業務概要等が確認できるように記載すること。また実績を証明する書類を添付すること。

(2) 提出方法：郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参により事務局まで提出すること。

(3) 提出期限：令和2年10月8日（木） 午後5時必着

※ 持参の場合は平日（土日祝日を除く）午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 資格要件の確認

参加申込書類を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和2年10月9日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。なお、参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。

資格要件に満たなかった通知を受けた者は、通知の翌日から起算して5日以内に書面により、宇佐市に対して説明を求めることができる。説明を求められた場合においては、3日以内に書面により回答する。

5. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第3号）により提出すること。

(1) 質問書の提出

- ① 提出方法：質問書（様式第3号）により持参又は電子メールにて事務局へ提出すること。
- ② 提出期限：令和2年10月2日（金） 午後5時必着

(2) 質問書の回答

提出された質問に対する回答については、宇佐市ホームページに掲載する。

- ① 回答期限：令和2年10月6日（火） 午後5時まで

6. 企画提案書の作成及び提出

企画提案書等の作成及び提出にあたっては、企画提案書等作成要領（別紙1）に基づいて行うこと。

7. 審査・選定

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、「宇佐市いんない石橋PR動画制作業務受託者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が行う。

選定委員会は、「宇佐市いんない石橋PR動画制作業務委託評価基準表」（別紙2）（以下、「選定基準表」という。）に基づき審査し、一次審査と二次審査の評価点の多い順に順位を決定し、最終的に選定委員の意見を聴取し、選定委員会の協議のうえ契約候補者を決定する。

(2) 一次審査

提出された参加申込書類について、事務局において評価基準表に基づき審査し、評価点の多い順に順位を決定し、選定委員会に審査結果を報告し、二次審査の対象として4者程度を選定する。

審査結果については、申込者全者へ令和2年10月14日（水）に電子メールにて通知する。

また、審査結果については、順位のみを通知する。

(3) 二次審査

一次審査を通過した者によるプレゼンテーションを行い、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について評価基準表に基づき審査する。

プレゼンテーションは、企画提案書等に基づき、企画提案書資料の構成の順に行うこととし、プロジェクター等を用いて説明することも可とする。必要な機器（PC及びプロジェクター等）は、参加者において準備すること。（スクリーンのみ本市が準備する。）

- ① 開催日：令和2年10月27日（火）※予定

※実施に関する日時、場所等については別途通知する。

- ② 場所：宇佐市役所 本庁舎 2階 25会議室 ※予定

- ③ 提案時間：20分（提案時間15分・質疑応答5分）

※準備及び退出時間を10分とする。

※サンプル動画を使用してのプレゼンテーションを可とする。動画は今回の提案のために制作したもの又は過去に制作したもの等内容は問いません。また、動画の上映時間は自由としますが、上映時間は提案時間に含むものとする。

- ④ 提案内容：提案については、企画提案資料の構成に沿って提案説明を行うこと。

- ⑤ 審査結果等の発表

二次審査の結果を含む最終選考結果については、二次審査参加者へ電子メールにて通知する。
また、最終選考結果については、順位のみを通知する。
令和2年10月28日（水）※予定

8. プロポーザルの日程

No.	手 順	時期・期限等
1	プロポーザルの公告・実施要領の公表	令和2年 9月25日（金）
2	参加申込書提出期限	令和2年10月 8日（木）
3	質問書提出期限	令和2年10月 2日（金）
4	質問書に対する回答期限	令和2年10月 6日（火）
6	一次審査結果通知	令和2年10月14日（水）
7	企画提案書等提出期限	令和2年10月23日（金）
8	二次審査	令和2年10月27日（火） 予定
9	最終審査結果の通知・公表	令和2年10月28日（水） 予定
10	委託契約候補者との委託契約締結	令和2年11月上旬 予定

9. その他契約に関する事項

- (1) 選定委員会により選定した契約候補者と本要領及び仕様書、企画提案書等を基に契約内容についての協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。また、契約候補者を通知した日の翌日から起算して7日以内に協議と調整が整わない場合は、次点者に選定された者が宇佐市と協議する。
- (2) 契約については、契約候補者との随意契約（地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約をいう。）とする。
- (3) 受注者は、発注者に文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第3者に委託し、この契約に係る権利を第3者に譲渡し、またはこの契約に係る義務を第3者に継承させてはならない。

10. 著作権、意匠及び提出物等の取扱い

- (1) 著作権および意匠
 - ① 提出物等の著作権は、第3者に帰属するものを除き、それぞれ参加者に帰属する。
 - ② 提出物等の中で、第3者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第3者の承認を得ておくこととする。なお、第3者の著作物の使用に関する責任は、使用した参加者が全て負うものとする。
- (2) 提出物等の取扱い
提出物等について、本プロポーザルに関する公表、展示その他本プロポーザルに必要と認められる場合は、本市は参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

11. 経費の負担

参加者が本プロポーザルに要した全ての経費は、参加者の負担とする。

12. その他留意事項

- (1) 本市は、提出物等を無断で使用しないものとする。
- (2) 本市は、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出物等を複数製作することがある。
- (3) 提出物等は返却しない。また、本件に係る情報公開請求があった場合には、宇佐市情報公開条例（平成17年条例第18号）に基づいて提出物等を公開することがある。
- (4) 提出物等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (5) 契約候補者決定後、契約締結までの間に契約の相手が、次の①又は②のいずれかに該当した場合は、契約候補者決定の取消を行うことができるものとする。
 - ① 宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき
 - ② 当該公告に掲げる参加資格の要件を満たさなくなったときこの場合、契約担当者は契約候補者決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (6) 契約締結後において、契約者が（5）に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (7) 契約締結の際には、契約金額の10/100以上の契約保証金を納めなければならない。なお、契約保証金の取り扱いについては、宇佐市契約事務規則（平成17年3月31日規則第34号）の規定とする。
- (8) 本プロポーザルの実施にあたり、教育を目的とする地元高等学校生徒のプレゼンテーション見学を実施する場合があります、了承のうえ参加申込を行うこと。
- (9) 本プロポーザルは、1者の参加でも成立する。この場合、審査したうえで適当と認める場合に限り契約候補者とする。

13. 事務局

宇佐市経済部文化・スポーツ振興課 文化振興係
〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1
電話番号0978-27-8174（直通）
FAX番号0978-32-1272（文化・スポーツ振興課内）
電子メール**bunka06@city.usa.lg.jp**